

鳥取県不妊検査費助成金のお知らせ

ご夫婦そろっての結婚後早めの不妊検査で助成金が受けられます

- 婚姻後3年以内に初めて受けた不妊検査が対象です。
- 妊娠を希望しているが、不妊への不安がある。そんなときには、ご夫婦そろって不妊検査を受けてみませんか。
- 妊娠しにくい原因がわかっていれば、妊娠を希望されるタイミングで適切な治療をスタートできます。まずは、早めの検査で診断を受けましょう。

助成
金額

夫婦が共に受けた検査のうち、
保険適用外となる費用の1/2
(上限1万3千円 ※1円未満切捨て)

助成
回数

一組の夫婦につき1回限り

対象となる検査

- 検査を開始した日から終了した日までの期間が1年以内のもの
- 産婦人科又は泌尿器科を掲げる医療機関(県内・県外不問)で受けたもの
- 夫婦が別の医療機関で検査を受けた場合
- 夫婦の一方が検査を開始した日の翌日から起算して3ヶ月以内にもう一方の検査を開始した場合
- 保険適用となる検査、不妊治療の一環として実施される検査は対象外

申請期限

検査終了日の属する年度内

(4月1日から3月31日まで)

※最終日は正午まで受け付けます。

※ただし、2/1～3/31の間に検査が終了した場合は、特例措置として翌年度5/31まで申請できます。

対象者

夫婦で初めて不妊検査を受けた場合で、次のすべてに該当する方

- 同一夫婦で過去に不妊検査又は不妊治療(体外受精、顕微授精又は人工授精)を受けたことがないこと
- 検査開始日において、法律上の婚姻から3年以内の夫婦
- 申請時点で、夫婦の一方又は双方が鳥取県内に住所を有すること
- 検査開始時点の妻の年齢が43歳未満であること
- 夫婦の前年(1月から5月までの間の申請については、前々年)の所得の合計が730万円未満であること

※ここでの「所得」とは、児童手当法施行令第3条に基づき計算したものを指します

$$\text{所得額} = \{ \text{年間収入額} - \text{必要経費} \} - 80,000 \text{円} - \text{諸控除額}(\ast)$$

(源泉徴収票でいう「給与所得控除後の金額」)

諸控除の種類(※)	控除額
雑損控除	控 除 相 当 額
医療費控除	控 除 相 当 額
小規模企業共済等掛金控除	控 除 相 当 額
勤労学生控除	270,000円
障害者控除	270,000円 × 該当者数
特別障害者控除	400,000円 × 該当者数

申請書類

- ① 鳥取県不妊検査費助成金交付申請書兼実績報告書(様式1号)
- ② 鳥取県不妊検査費助成事業に係る証明書(様式3号)又はそれに代わる書類 ※医療機関に記載依頼
- ③ 検査費助成経費に係る領収書及び診療明細書(写)
- ④ 夫婦の住民票(発行から3ヶ月以内のもの)
※続柄と筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載がないもの
- ⑤ 婚姻日が確認できる書類(戸籍抄本等)
- ⑥ 夫婦の所得額を証明する書類
※「所得課税証明書」又は「児童手当用所得証明書」を提出してください。収入がない場合も夫婦両方の証明が必要です。

(注) 鳥取市、岩美郡、八頭郡にお住まいの方は申請様式や提出書類は、鳥取市の定めによってください。

申請窓口・問い合わせ先

●倉吉市、東伯郡にお住まいの方

機 関 名	住 所	電 話 番 号
中部総合事務所福祉保健局 健康支援課 健康長寿支援担当(倉吉保健所)	倉吉市東蔵城町2	☎ 0858-23-3146 FAX 0858-23-4803

●米子市、境港市、西伯郡、日野郡にお住まいの方

西部総合事務所福祉保健局 健康支援課 健康長寿支援担当(米子保健所)	米子市東福原 1-1-45	☎ 0859-31-9319 FAX 0859-34-1392
---------------------------------------	------------------	------------------------------------

●鳥取市、岩美郡、八頭郡にお住まいの方

鳥取市保健所健康支援課 健康長寿支援係	鳥取市富安2丁目 104-2 さざんか会館2階	☎ 0857-22-5695 FAX 0857-22-5669
------------------------	-------------------------------	------------------------------------



小さな支えが大きな安心
子育て王国 鳥取県

H30 年度改訂版